慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三〇〇〕 約束手形の振出人が時効の利益を放棄した場合と裏書人の遡求義務 (東京高裁昭和五八年一〇月二五日判決)
Sub Title	
Author	黄, 清溪(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.1 (1990. 1) ,p.98- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900128-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三〇〇〕　約束手形の振出人が時効の利益を放棄した場合と裏書人の遡求義務

（東京高裁昭和五八年一〇月二五日第一六民事部判決　昭和五五年(ネ)第二三九号約束手形金請求控訴事件　判例タイムズ五一九号二五五頁、金融・商事判例六九二号二七頁）

〔判示事項〕

一、約束手形の振出人に対する請求権が消滅時効にかかっている場合における所持人の裏書人に対する償還請求権の帰すう

二、約束手形の所持人が裏書人に対して償還請求した場合に、右裏書人が振出人に対する請求権の消滅時効を援用することは権利の濫用にあたり許されないとされた事例

〔参照条文〕

手形法七七条一項四号・七〇条一項・五〇条一項、民法一条三項

〔事　実〕

訴外Aが、満期日を昭和五三年一〇月一〇日と同年一一月一〇日、同じ金額二百万円とする本件約束手形二枚を振出した。白地式裏書方式により、第一裏書人Bを経由して、Cが所持している。Cがその手形の割引をXに依頼し、Xはいったんこれを拒絶したが、資産家であるYが保証の趣旨で裏書することを条件とするならば割引に応ずる旨Xがいうので、CはYに裏書を依頼し、Yはこれを承諾し、手形の第三裏書欄に裏書人として署名押印してXに交付し、XはCに対し右手形の割引金を交付した。

Xは昭和五三年一〇月一二日、昭和五三年一一月一一日に、本件手形それぞれの呈示請求期間内において、支払のためにAに対し呈示請求したが、Aが倒産したとの理由でいずれもその支払は拒絶された。そこで、Xは昭和五三年一一月二〇日、Yに対し償還請求の訴を提起した、それが本件訴訟である。一方、Xは、昭和五四年二月ごろ倒産したA会社に対し本件約束手形の債務の承認を求め、Aから右各手形につき債務の承認を得た。そして、Xは昭和五八年三月五日にAを再び訪れて、手形債務の承認を求めた、Aは同日前回債務承認後手形法七〇条所定の

振出人の時効期間が経過していることを知りつつ、右債務を負担していることを再確認し、債務の確認書を作成し、昭和五八年一〇月一〇日にその公正証書を作成した。

ところで、本件訴訟において、Yは一審で自己の裏書は偽造であると主張し、償還義務はないと争ったため、昭和五五年八月二八日にY敗訴の判決が出るまで一年九ヶ月を要した。Yは不服、控訴したのである。控訴審においても、一審と同様に裏書偽造の主張を維持し、再度筆跡鑑定を求めるなどして訴えを長引かせ、振出人の手形金請求権が時効にかかった後の昭和五八年一月一八日の第七回口頭弁論において、本件手形の振出人の債務は消滅時効によって消滅していることを理由に自己の償還義務も消滅していると主張した。これに対し、Xは再抗弁した、その理由は、第一に、訴外A会社の手形金支払債務は、債務承認により、時効は中断している。第二に、仮に時効が中断していないとしても、Yの時効援用の抗弁は権利濫用に当り許されるものではないと主張した。

〔判　旨〕

判旨一　「裏書人に対する遡求権が時効にかかっていない場合であっても、振出人に対する請求権が時効にかかっているときには、所持人は裏書人に対し遡求権を行使することができないものと解すべき」である。

判旨二　「手形の振出人であるAは右各手形の所持人であるXに対し昭和五八年三月五日すでに完成した時効の利益を放棄し現に右各手形債務を負担していることを認めたものであり、同日より再び三年の消滅時効期間の進行が開始したものというべく、YがXに対し遡求義務を履行し手形法五〇条により本件(一)、(二)の手形の交付を受けた場合には、YはXの権利の承継人として、昭和五八年三月五日から三年間振出人に対し再遡求する権利を有するものと解すべきである」。

判旨三　「念のため判断するに、その消滅時効の抗弁は、権利の濫用にあたり、許されないものというべきである」と判示し、控訴を棄却した。

〔研　究〕

判旨一について、約束手形所持人の振出人に対する手形金請求権の消滅時効は三年で（手形法七〇条一項、七七条一項八号）、裏書人に対する遡求権の時効は一年であるから（手形法七〇条二項、七七条一項八号）、通常は遡求権が先に時効消滅するのである。しかし、裏書人に対して時効が中断されている場合には、振出人に対する請求権が先に時効にかかることがある。このように主たる債務者である振出人に対する請求権が時効消滅した場合に、それによって遡求権が影響を受けることになるかどうかということが判旨一の問題点である。

この問題について通説は、1、主たる債務が時効消滅した手形は、もはや完全ないし健全な手形ではなく、したがって、主債務の消滅後も遡求権を認めることは、有効な手形の受戻による再遡求あるいは手形金請求を前提としている手形法五〇条一

項の趣旨に反する。2、遡求義務には第二次性、すなわち、主たる債務への従属性が認められる。3、所持人が手形金請求権の時効中断を怠り、主たる債務者への責任追及を不可能にしたのであるから、所持人が不利益を受けても仕方がない。4、主債務者の時効消滅による所持人の損失は、利得償還請求権によって救済すべきである。以上のような理由をあげて、主債務の時効消滅によって遡求義務者の責任が消滅すると解するのである（田中耕太郎・手形法小切手法概論一九一頁、竹田省三・手形法小切手法六九頁、大隅健一郎・手形法小切手法講義五九頁、田中誠二・手形法小切手法詳論上巻二六二頁、鈴木竹雄・手形法小切手法三〇八頁、大隅健一郎＝河本一郎・注釈手形法小切手法三九二頁、高鳥正夫・手形法小切手法（改訂版）一六〇頁）。判例も従来からほぼ同様な態度をとってきている（大判昭和八年四月六日民集一二巻五五一頁、同昭和八年一〇月一六日法学三巻三号三四二頁、同昭和一二年八月一六日新聞四一八号一二頁、東京地判昭和五一年四月九日判例時報八二八号八五頁、東京高判昭和五二年一二月一九日金融商事五四九号三二頁、東京高判昭和五三年二月二八日判例時報八九六号七五頁）。

ところで、以上の説に対し、次のような理由をもって反対する説も有力になりつつある。すなわち、1、主債務の時効消滅は、支払、免除のように手形本来の目的を果すものではないから、遡求義務との間には、一般の主債務と保証債務とのような主従関係がないのみならず、その成立において、一つの無効が他の効力に全く影響しないものであり、その存続上も別に解すべき理由はない。3、手形法五〇条にいう「手形」は、その外観上手形たる形式を有すれば足りるのであって主債務を化体している必要はないのであり、償還請求上、手形の引渡を必要とするのは二重弁済の危険を避け、かつさらに再遡求のための便宜を供することによる（青木徹二・改正手形法論一八三頁、伊沢孝平・手形法小切手法二三三頁、本間輝雄・手形法小切手法一五九頁、塩田親文・商事法務八六八号二九頁、大塚龍児・民商法雑誌八九巻一号八一頁、田辺光政・Law school 八号九七頁）。

判旨一は従来の通説・判例の見解に従ったものである。そして、これを議論の前提として、判旨二の見解を展開したのである。

遡求とは、手形が満期に支払がないとき、手形所持人は、その手形を流通せしめた振出人（為替手形・小切手の場合）や裏書人に対し手形金その他の費用の支払を求めることである。これは、対価を得て手形を流通せしめた振出人や裏書人に対するいわば瑕疵担保責任を手形法的に法定化したものといえる。

遡求原因が発生し、遡求条件が充足されると、遡求義務者は、主たる債務者とともに所持人に対して、合同して遡求金額を償還する責任を負う（四七条一項）。遡求義務者の遡求義務は、前者たる署名者に対する再遡求あるいは主債務者に対する最終的請求を引当てとする一時的で従属的な出捐義務であり、真正連帯債務のような独立で平等な債務ではない。すなわち、合同責任といっても従属的構造になるものである。そして、再遡求と

主債務者に最終的に請求ができるために、遡求を受けた遡求義務者は、償還と引換に、手形証券などの交付を請求することができる（五〇条一項）。償還に当っての手形受戻しは、支払に当っての受戻し（三九条一項）と異なり、単なる引換給付の抗弁の問題ではなく、有効な証券を受戻して前者に対する再遡求権を取得することが、償還の効力要件である。したがって、有効な手形証券を回収できない場合には償還を拒みうるという結論になるのである。この見地から、本件のように、所持人が時効中断を怠って、主債務者に対する権利について消滅時効が完成した場合は、遡求義務者が償還をしてもつねに時効が援用されて、主債務者に対する請求はできないから、遡求義務者もこれを理由に償還を拒むことができる。

以上、遡求義務の従属性と手形法五〇条一項の趣旨についての検討から、遡求義務者に所持人の主債務者に対する時効の援用が認めるべきである。判旨一について肯認されるのである。

判旨二について、本件判旨には、主債務者Aの時効利益の放棄によりAの債務が所持人Xに対して時効消滅していない限り、時効の中断されている遡求義務者Yの債務も消滅してはいないとの判断についての問題である。この点について、本判旨の判断に対する、次のような反論がなされている。一つは、遡求を受けた遡求義務者は償還義務の履行によって、手形譲渡前の地位が回復され、本来所持する手形権利が復活するにすぎないから、遡求権者の権利と異なり、遡求権者の時効利益については遡求義務者の援用は当然認められない。もう一つは、手形法七一条の規定の障阻である。すなわち、手形時効については、時効の中断は、その中断の事由が生じた者に対してのみその効力を生ずると七一条に定めがある。ところで、この規定は債務者のみならず、債権者についても適用を認めると解する通説的見解がなされている（大隅＝河本・注釈手形法小切手法三九五頁）。この立場によると、本件には、X・A間で時効中断事由が生じた場合、中断の効力は、X・A間でのみ認められるから、YがXから手形を受戻しても、YはAに対する手形上の権利の時効中断を主張することができない結果になる。

前述の通り、確かに、遡求を受けた遡求者は有効な手形を受戻すことが償還の効力要件であるから、有効な手形を受戻すことによって手形上の権利者となる。遡求義務者が手形上の権利者になることはいかなる構成によるか見解が分かれている。償還により手形の受戻しを新たな手形取得行為とみて、遡求義務者は遡求権者から権利を承継取得すると構成する、権利再取得説がある。新たな手形取得行為とみず、手形の返還により、手形譲渡前の地位が回復され、本来所持する手形権利が復活すると構成する、権利復活説がある。後者の権利復活説はさらに次のような二つの見解に分れ、一つは併存説であり、それは裏書人は裏書によりその権利を失うものではなく、裏書人の権利と被裏書人の権利は併存する、ただ手形を所持しない結果としてその行使を妨げられるにすぎない、従って手形の受戻によって

再び行使ができるになるとする。もう一つは条件説であり、それは裏書による権利の移転は解除条件付であり、受戻を成就条件と解し、受戻により当然に権利は裏書人に復帰するとする。そして、この権利復活説の立場は、ドイツにおいては一九世紀後半から（一八七八年八月二一日のライヒ高等商事裁判所の連合判決以来）、すべての判例及び多くの学説において確定的なものとして認められ、日本においても通説的見解とされていた。しかし、近時の日本では、反対に権利再取得説が通説である（小橋一郎「手形を受戻した裏書人の権利に関する法律構成論」阪大法学四号二六頁、伊沢和平「手形の遡求における償還者の地位㈠法学協会雑誌九四巻五号六一一頁参照）。

しかし、権利復活説に対し次のような適切な批評がなされている。すなわち、併存説の立場に立つと、結局裏書人の権利と被裏書人の権利の併存或は共有を認めざるを得ないことになり、これは、裏書は手形上の権利の譲渡行為であり、裏書によって手形上の一切の権利は裏書人から被裏書人に移転し、被裏書人が手形上の権利者となるという裏書の権利移転の本質に反する、と同時に、手形法において禁忌とすべき手形関係の複雑化を惹起する虞れがあるから是認しえない（竹田省三・手形法小切手法五一頁、藤井昭治「受戻裏書人の地位に関する若干の問題」和歌山大学経済理論四八号三八頁）。

そして、条件説に対しては、裏書は本来単純なることを要求されており従って権利の条件付移転は裏書の非条件性と矛盾する（竹田省三前掲一七七頁、藤井昭治前掲三九頁）。

さらに、償還による手形の受戻を権利復活説のように考え、その上に手形法七一条を前述通説のように考え合せると、遡求義務者の権利と遡求権者の権利とはそれぞれ別に存するから、時効も別個に成立する。時効中断事由も個別的に構成しなければならないはずである。ところでそのように考えると、同法七〇条一項の規定の説明が困難になる。というのは、同項には、主たる債務者に対する権利については、その権利者は所持人か裏書人か誰であるかを問わず、満期から一律三年で時効にかかると定めている。ところで、手形は遡求権者に所持されている、遡求義務者たる裏書人は手形を受戻さないと手形の権利行使はできない状態におかれている、にもかかわらず、時効は進行する。その進行に対し遡求義務者は中断する手段は皆無である。これは時効制度の精神と矛盾するのではないか。

以上の考察から、七一条に規定する、中断事由が生じた者に対してのみ時効中断の効力が生ずるということは、債務者についてのみあてはまる、債権者については適用しないと解すべき、前述通説の考えはとれない。そして、遡求義務者は償還の履行によって手形権利者になることは、遡求権者からの権利承継によるものと解すべきである。従って、手形を受戻した遡求義務者は、所持人が中断しておいた権利を主張することができる（鈴木竹雄・前掲三〇八頁以下、前田庸・手形法小切手法入門三二二頁以下、大塚龍児・民商法雑誌八九巻一号七八頁、林佑・判例評論二九九

号四三頁）。

本判決は、振出人であるAは所持人Xに対し、完成した時効の利益を放棄し、手形債務を負担していることを認めたものであり、YがXに対し遡求義務を履行して、Yが手形の受戻により、時効の利益が放棄された権利をXから承継し、これをAに対し行使できるとの判断も妥当といえる。

判旨三について、本判決の結論に導くために以上判旨一、判旨二の理論構成で可能かつ十分であると思われるが、判旨は蛇足的に判旨三の判断がなされ、本件Yの消滅時効の抗弁は権利の濫用にあたり、許されないものというべきであるとのことである。その理由はYの異常な訴訟の長期間引き延ばす戦法により、XのAに対する時効がかかったのである。すなわち、Yが故意に主債務についての時効中断の機会を逸せしめたことである。

しかし、主たる債務についての時効中断は、所持人が遡求権行使の前提要件として、自ら果すべきことで、一般に遡求義務者に対する関係で主債権を保存する義務を負うわけではないから、訴訟が引き延ばされ、長期化になっただけで、Yには信義則違反が導かれるかどうか疑問である。

結論として、本判旨の結論は賛成であるが、判旨三についてだけは疑問である。

黄　清渓

〔最高裁民訴事例研究　二七七〕

昭二八15（最高民集七巻七号八五一頁）

適法な期日指定を受けた訴訟代理人の辞任と本人に対する期日指定の効力

売買代金請求事件（昭二八・七・三〇第一小法廷判決）

X（原告・被控訴人・被上告人）はY建設会社（被告・控訴人・上告人）に対して石材の売買代金の支払いを求めて訴えを提起した。事件そのものは重要なものではないが、原審の判断したところによれば本件は次のような事件である。Y会社は明石市より土木工事を請負い、訴外Aに下請けさせた。市より下請が禁止されていたので、Y会社はAにY会社の明石出張所長の名義の使用を許し、Aから名義使用料を受け取っていた。Aはこの名義でXから石材を購入したが代金を支払わなかったので、XがY会社に対して代金の支払いを求めた。争点は民法一〇九条が適用されるかということであるが、原審はこれを認めて、請求を認容した一審判決を正当として控訴を棄却した。